

対象児童：幼稚園児（3歳以上）
開設時間：夏休み等長期休業期間中（年末年始及び祝祭日を除く）、毎週月～金曜日、8時～18時まで
従事職員：預かり児童数が15人までの場合は担当職員（幼稚園教諭免許又は保育士資格を有する者）1人、預かり児童数が15人を超える場合は、15人（又はその端数）ごとに1人加える。
・予算額 28,925千円

4) 24時間いつでも必要な時に安心して預けられる体制の整備

突然の用事など特別の事情により、子どもを預ける必要が急に生じた場合に、24時間いつでも預けられるサービスが身近にあれば、親にとって大きな安心につながるものと考えられる。

地域住民のニーズに応じて、こうした体制の整備も検討すべきと考えられるが、その際には、例えば利用時間の限度を設けるなど、親が特段の理由もないのに安易に子どもを預けたり、親としての育児の責任を放棄したりすることを助長しないようにすることにも留意が必要である。

【取組例】24時間ファミリーヘルプ保育園（新潟県上越市）

上越市では、核家族化に伴う保育需要の多様化等を背景として、平成12年より、24時間・年中無休の「ファミリーヘルプ保育園」を市が直接運営しています。

対象は、保護者が就労、疾病、介護、災害などで緊急又は一時的に保育ができなくなった、生後8週間から就学前までの乳幼児です。料金は、昼間保育（午前7時～午後6時）については、1回につき3歳未満が1,400円、3歳以上が1,000円であり、夜間保育（午後6時～10時）については1回につき800円、24時間保育については1回3,000円となっています。また、宿泊する場合は、連続24時間が限度となっています。

平成13年度の利用者数は延べ3,681人で、1日平均では10人です。また、24時間保育（宿泊）が8人で、夜間が164人（全体の5%）、昼間・夜間併用が378人（同10%）でした。

24時間保育の利用者は少ないのですが、「いつでも誰でも困った時に安心して預けられる保育園」として、子育て支援の象徴的な意義は大きいと言えます。

なお、子育てを支援する人と支援を受ける人が助け合うファミリー・サポート・センター（会員620人）を併設し、上越助産師会が週3日、無料の子育て相談や女性の健康相談を行い、電話による相談にも応じています。

上越市では、このほかにもさまざまな子育て支援策を展開しており、かなりの成果を上げています。出生数は少子化対策に取り組み始めた平成5年には過去最低の1271人でしたが、その後は上昇傾向にあり、平成13年には1,399人でした。また、合計特殊出生率は、平成5年の1.69から一進一退し、平成13年には1.71となり、出生率の低下が続く全国（平成13年には1.33）や新潟県（同1.45）との差は次第に拡大しています。

5) 保育所等における障害者の受入れの推進

社会のすべての人々が普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」の理念の下で、障害を持つ就学前の子どもが保育所等に入り、他の子どもとふれ合ったり相互理解を深めたりすることを積極的に推進することが重要である。

【取組例】保育所における障害児の受入れ（熊本県八代市）

八代市では、平成2年度から、特別児童扶養手当対象児童を対象とする「障害児保育事業」を、また、平成10年度から、障害児保育の対象とはならないが医師の診断等によりある程度の障害の認められる児童を対象とする「軽度障害児保育事業」を実施しています。

これは、障害を持つ児童を抱える保護者の就労支援とともに集団保育の中で児童の発達促進を図ることを目的とするものです。

また、障害の程度によっては、保育所、保護者、かかりつけ医、保健センター、行政の連絡会をつくり、緊急時の対応方法や役割分担等を行っています。

近年の状況として、まず障害児保育は、13年度13保育所22人、14年度17保育所29人（見込）となっています。次に軽度障害児保育は、13年度14保育所27人、14年度12保育所27人（見込）となっています。

平成15年度より障害児保育事業は、一般財源化されますが、質的低下を招かぬよう配慮して、今後も継続して実施したいと考えています。

また、放課後児童クラブ事業における障害児受入れの取組は、教育委員会と連携して行っているところです。

具体的には、集団活動の困難な知的障害児や精神障害児の受入れについて、教育委員会と一緒に課題の解決を図っているところです。

障害児の発達促進や健全育成は、保護者と行政、そして児童を取り巻くもの全てが協働で取り組む必要があると考えています。

6) 保育所のサービス評価の実施

保育サービスの質の向上を図る観点から、各市町村においては、保育所利用者の保育サービスに関する満足度を調査することが適当と考えられる。

また、このような利用者による評価や各事業者自らの取組だけでなく、平成14年に厚生労働省より示された指針も参考として、事業者の提供するサービスの質を利用者・事業者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うことや、保育等サービスの質の評価を行う相談員の養成・配置の検討も今後進めていく必要がある。

さらに、評価結果を公表することにより、利用者が保育内容を十分に把握できるようにすることも必要である。

【取組例】保育園・幼稚園の第三者評価（愛知県高浜市）

高浜市では、平成13年度より高浜市保育サービス評価委員会を組織し、市内の保育

園および公立の幼稚園において保育サービスの第三者評価を実施しています。この評価委員会は市民、学識経験者、乳幼児保育の専門家の6名で構成されており、実際に訪問調査を行う調査員と評価結果を審議する評価委員とを兼務しています。

高浜市では、平成10年4月に公立6保育園のうち1園を社会福祉協議会に運営委託（公設民営化）し、平成13年4月にはさらに1園を社会福祉法人へ建物を譲渡し民営化しました。また、それまで市内には公立幼稚園しかありませんでしたが、平成14年4月から民間の幼稚園が開園しました。このように民間型の保育の参入を契機に、保育の質を確保し、広く市民に保育に関する情報を提供するため第三者評価システムを導入することにしました。

第三者評価基準の内容は、厚生労働省が示した評価基準検討委員会試案を参考に、高浜市にふさわしい基準となるよう保育サービス評価委員会で見直しを行っています。平成13年度には、保育園・幼稚園共通の基準と一部別々の基準とがありましたが、平成14年度からは同一の評価基準で実施しています。今後、高浜市の実情にふさわしい評価内容となるようどこまで見直すことができるか（オリジナル性が出せるか）が課題になっています。

また、第三者評価は毎年実施し、その結果を年1回公表することになっています。評価の実施にあたっては、保育サービス評価委員3名が、登園から降園まで園内を巡回しながら園のサービス内容を調査します。その後、6名で審議し最終的な評価結果を確定しています。

第三者評価を行った成果としては、職員の意識が変化したことや園の運営に対して客観的に見直す機会となったことなどがあげられます。

高浜市の第三者評価は、国が行っている第三者評価と比べると専門性に欠ける部分もありますが、実際に利用する市民の視点を重視して評価を行っています。今後、毎年実施することにより保育の質の向上（改善）のプロセスがわかるようにするなどの機能を追加してまいります。

7) 保育所の効率的な運営の推進

市区町村が設置した保育所の運営を民間企業が行う「公設民営」については、公的主体が運営する場合と比べて運営コストを安くできることや、利用者に対して柔軟なサービス提供が期待できることといったメリットが考えられるため、積極的に検討されるべきである。

なお、保育所の「公設民営」は、このような保育所の効率的運営の観点だけでなく、特に大都市周辺部において問題となっている待機児童の解消を図るための保育所の整備促進にも資するものである。

【取組例】保育所の公設民営（東京都三鷹市）

三鷹市は公立保育園15園のうち、2園を民間へ運営委託しています。平成13年度に株式会社へ、平成14年度は社会福祉法人へ運営委託しています。

この2園はいずれも新設園を運営委託したものです。1園は廃園となっていた公立幼稚園を少子化対策臨時特例交付金を活用して整備改修した0歳から3歳（定員60人）の保育園です。もう1園はJR三鷹駅の近くに新築した共同ビル内にある0歳から2歳（30人）の保育園です。

運営委託事業者を決めるに当たってはプロポーザル方式を採用しました。プロポーザルは、事業者による特色ある提案を受けることをねらいとして行っております。応募で

きる事業者は平成12年4月の保育園の設置主体の規制緩和を受けて、社会福祉法人のほかに無認可を含む保育園を現に開設している法人としました。審査に際しては、審査会を設け、評価書を作成するとともに、良い保育を行っていること、市民の多様なニーズに応えようとする提案が示されていること、そして少ない経費で運営に当たる見積もりが提出されていることを念頭に審査に当たりました。提案内容のプレゼンテーション、受託希望者が運営している保育園の視察を行い事業者の選定をしました。

保育園の運営委託業務が仕様書どおりに運営されていることを確認するため、毎月月初めに園長から契約書に基づく報告書を提出させるとともにヒアリングを実施しています。保育の内容については、ベテランの公立保育園長及び保育士4人でチームを作り、第三者評価基準をもとに作成した独自の評価書により、1日かけて保育の内容を専門の立場から検証をしております。これらのことを総合評価するなかで次年度の契約を締結しております。

本市の公設民営保育園の運営委託業務は3年目となりますが、保護者等保育園利用者からは特に大きな苦情等はなく順調な運営がされております。

8 幼児教育の充実

(施策の具体例)

- 1) 各地域の実情を考慮した、幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定
- 2) 幼稚園の教育活動及び教育環境の充実
幼稚園の自己評価、情報提供の推進
- 3) 幼稚園・保育所から小学校の教育へ滑らかに移行できるような幼・保・小連携の推進
幼稚園と保育所の教育・保育内容の整合性の確保
教員・保育士の合同研修
幼児児童の合同活動、保護者同士の交流

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期である。集団生活を通じて、幼児一人一人の発達に応じ、主体的な活動としての遊びを通じて総合的な指導を行う幼稚園は、我が国の幼児教育制度の根幹を成しており、より一層の充実が必要である。

1) 地域の実情を考慮した、幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定

平成13年3月、文部科学省は、今後の幼児教育に関する施策の効果的な推進を図るための総合的な実施計画である「幼児教育振興プログラム」を策定した。

各市町村においては、幼児教育振興プログラムの趣旨に沿って、幼稚園の整備状況及び地域の実情等を考慮しつつ、政策プログラムを策定することが望まれる。また、各都道府県においては、各市町村の政策プログラムに基づいて、又は各市町村との緊密な協力の下に、都道府県としての政策プログラムを策定することが望まれる。

2) 幼稚園の教育活動及び教育環境の充実

幼稚園の教育活動及び教育環境については、教育課程編成の基本についての共通理解の推進、それに基づく教育活動の十全な展開とこれを支える幼稚園全体の教職員の協力体制、各教員の資質の向上等の人的環境の充実、さらには、多様な教育活動のための施設空間の確保等の物的環境の確保、幼稚園教育に係る保護者の経済的負担の軽減、といった課題に早急に取り組む必要がある。

平成14年3月に幼稚園設置基準が改正され、幼稚園は、自己評価の実施とその結果の公表に努めること及び積極的な情報提供を行うことが明記された。各幼稚園が、幼児の状況や地域の保育ニーズなどに応じた特色ある主体的な教育活動を展開し、地域住民の信頼に応え、地域に開かれた幼稚園として運営できるよう、適切な評価項目を設定して、それに応じた評価を年間を通じて計画的に行うこと、また、その評価結果を含め保護者等に対して幼稚園の情報を積極的に提供することが重要である。

あわせて、自己評価だけではなく、保護者や地域住民等を加えて評価を行うことも望まれる。

3) 幼稚園・保育所から小学校の教育へ滑らかに移行できるような幼・保・小連携の推進

学校教育においては、幼児教育から高等教育までの全体を通じた連携・接続が重要である。幼児期の教育は、小学校以降の生活や学習の基盤を育成するものであることから、幼児期の教育から小学校以降の教育へ円滑に移行できるよう、共通理解を進める必要がある。

このため、幼児期の教育と小学校教育との適切な接続を図ることができるよう、指導内容・指導方法についての共同研究や教員・保育士の合同研修の推進、幼児児童の合同活動、保護者同士の交流を推進することが望まれる。

【取組例】幼保共通カリキュラムの策定（山形県最上町）

最上町において緊急課題として取り組んでいるのが、少子化に伴う幼児教育の問題です。子どもを取り巻く環境変化に対応して、乳幼児から小学校低学年児童までを視野に入れ、次世代を生きていく子ども達の「たくましい、心ゆたかな」子ども像を目指しながら、人間の基礎づくりといえる幼児教育の推進に努めているところです。

これまでは、保育所は「保育所保育指針（保育計画）」、幼稚園は「幼稚園教育要領（教育課程）」と別々に保育や教育を行ってきました。

「町新幼児教育課程」の作成と実施は、就学前教育の立場（幼児期にふさわしい生活の展開 遊びをとおしての総合的な指導 一人ひとりの発達の特性を生かした指導）を踏まえ、小学校教育との接続を重視し、幼保一元化教育を町内全幼児の三歳からすべての子ども達に「同一内容で同一教育、足並みを揃えての小学校への就学」ができるよう、町独自に三年間の園生活の指導内容基準を定めたものです。幼保教育内容の一元化は、本町の長い間の願いでもありました。

町幼児教育の課題と求める幼児の姿を、園で幼児期をどうとらえ、就学まで園の責任で何をしておくべきか、その課題解決を「幼児教育の目標」として5項目掲げています。

「新幼児教育課程」は、5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を、年齢別に発育、発達段階に応じ、適時適育指導・同年齢保育形態を基本に作成されていますが、その時期に求める「ねらい」を達成するために最適の保育形態を柔軟な発想と的確な対応の中で、日々の指導法の工夫と改善を行って、一人ひとりの子どもにとって安心出来る、居心地のよい場を重視しての実践に留意しています。

園における教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮しています。三歳児については、家庭との連携を緊密にし、生活リズムや安全面に十分配慮しています。また、四歳から五歳児へのつながりを大切にし、さらに、夏以降の五歳児には、他園との同年齢児交流、小学校低学年児童交流など翌年の学校生活との関連を重視しての教育計画が編成・実施されています。

なお、新幼児教育課程実施に併せて、「子育ての手引き」を作成しました。「適時に、何をどう教育することが子どもの自立につながるか」を、小学校低学年まで年代ごとに子どもの特徴的なしぐさや、心の葛藤における親の関わり方のポイントを示しています。若いお父さん・お母さんが乳児・幼児・児童と呼び名が変わる節目に、各段階での課題を克服し、通過できるようにするために、子どもの成長や発達の原則、親として「してやれること、してやるべきこと」を理解できるよう応援したい、との願いで作成しました。

9 地域における「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」、「仕事と子育ての両立の推進」についての普及啓発等

(施策の具体例)

- 1) 働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての市町村から地域住民・企業への働きかけ
 - ・地域の住民を対象とした子育て教室の実施
 - ・企業の人事担当者等に対する働き方の見直し等の働きかけ
 - ・企業内保育所の整備や一般開放の働きかけ
 - ・「家庭にやさしい企業」「出産後も女性が継続就労できる職場」の実現に向けたセミナー等の開催
 - ・両立支援に向けた企業と市町村等関係機関の連携会議の開催
- 2) 父親が地域の子どもと交流したり父親の在り方を考える機会づくり
 - ・父親が育児を学ぶセミナー等の開催
- 3) 親子の休暇取得の促進や休暇の分散化等を通じた親子のふれあう機会の拡大
- 4) 夜間・土日等における保護者会や保護者面談の実施など働く親が参加しやすい学校行事の実現

男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、仕事と子育ての両立をより一層推進するため、「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」、「仕事と子育ての両立の推進」等について、労働者、企業等を対象に、セミナー、会議等の開催等を行うなど、地域における普及啓発等を行う。

1) 働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての市町村から地域住民・企業への働きかけ

男性を含めた働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての普及啓発を図るためには、地域全体としての気運を盛り上げることが必要であることから、地域住民を対象に、男性労働者の育児休業の取得等についての意識啓発や子育てに関するセミナーなどを実施することが必要である。

また、子どもを安心して育てやすい職場づくりを実現するため、企業に対しても、セミナー、会議等を開催し、男女労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくり、子育て期における残業時間の縮減、長期休暇の取得の推進、企業内託児施設の整備、配偶者の出産時における休暇の取得促進などを進め、家庭にやさしい企業の普及促進を図ることが必要である。

【取組例】企業向け「父親の育児参加推進研修会」(長崎県佐世保市)

佐世保市は、その特色として基地の街であることがあげられます。これは、通勤族の多さにもつながり、その中で、母親が見知らぬ土地で子育てを始める際の不安感、負担感につながっています。核家族も多く、そこで父親が子育ての大切さに気づき、育児参加の意識をもてるよう啓発することを目的として研修会を行っています。

対象者は、働いている父親 企業経営者 企業内男性職員と3つの柱をたてましたが、更に として ~ 全部を対象としたもの(講座と体験)も企画しました。また、研修会を開催する前に乳幼児をもつ市民200人を対象にアンケートを行いました。

研修会で盛り込む内容は、家庭での子育ての協力者としての父親の役割、父親として子どもの成長に大切な援助者としての役割、父親の働きやすい職場づくりなどです。

実施にあたっては、共催のかたちをとり、 については保育所、幼稚園の団体、子育てサークルと については青年会議所、商工会議所、銀行関係、農協関係、保育士養成の学校と についてはモデル事業として市役所職員から始め、他の課の協力を得て行う、というように協力をいただきました。

実施回数、参加者は、平成13年度には については2回、参加者計66名 の全市的な「子育てイベント」は1回、参加申込み630名でした。また、平成14年度には については1回、参加者50名、 については1回、参加者50名、 については1回、参加者50名 については1回、参加者531名となっています。

研修は子育て家庭課の保育士が企画し、当日は男性職員、支援担当保育士、公立保育所の保育士などがスタッフとして動きます。スタッフの人数は、研修会5~7名程度、イベント20~25名程度です。

成果として、目に見えての参加人数の上昇はないのですが、研修会参加後のアンケートや参加者の表情を見る限りでは、満足度はかなりあります。

これから地道に研修の回数を重ねることからの意識改革、またイベントにおいては、父親に対し育児の意識を啓発し遊びのヒントを与えることで、家族間に安らぎと育児放棄の予防、親としての自覚が育っていくのではないかと考えられます。

平成14年度には上記のほかに、父親と子育てに携わる方も対象に子育てイベントを1回行いました。保育団体と共催で、1,000名の参加がありました。)

【取組例】企業連絡協議会（熊本県大津町）

大津町では、立地企業も多いことから、全就業者に女性就業者の占める割合は40%台となっており、乳幼児期の子どもを持つ女性の就業率も増加しています。

このように、女性の社会進出が一層進展していく中、仕事と子育ての両立には行政の支援策だけでは限界があり、子育て支援に対する企業側の取組が求められています。

平成14年度よりこの要因に働きかける「ファミリー・フレンドリー企業促進プログラム」に取り組んでいます。

町には町内企業59社による企業連絡協議会があり、会との共同で以下の事業に取り組んでいきたいと考えています。

（ア）子育て支援に関する企業意識調査

協議会からの要望もあり、加盟する企業を対象に、子育て支援に関する取組の現状、今後の意向等についてのアンケート調査を14年12月に実施しました。現在集約中です。

（イ）ファミリー・フレンドリー企業の普及・啓発

企業の新しい経営戦略ともなり得るファミリー・フレンドリー企業についての普及啓発を目的とした講演会、パネルディスカッションを開催していきます。

（ウ）ファミリー・フレンドリー企業研究会の発足

協議会加盟の企業のうち、子育て支援に前向きな企業、子育て支援関係機関及び行政で構成する研究会を発足し、複数の企業による事業所保育所の設置等企業による子育て支援のモデル的な取組につながる検討を行っていききたいと思えます。

【取組例】家庭共育フォーラム（新潟県新潟市）

新潟市では、子どもを育てる過程の中で、親もまた人間的な成長を遂げるのだという考えのもと、このフォーラムは親と子が共に育つという意味で「共育フォーラム」と名づけています。この家庭共育フォーラムは、平成10年度から新潟市教育委員会と新潟市小中学校PTA連合会が共同で開催しているもので、今年で5年目10回を数えました。毎回、市教育委員会とPTA連合会で5～6回の会議を開催し、テーマ設定や講師の選定等を協働して企画して、実施してきました。

この事業の特徴としてもう一つ申し上げるとすれば、家庭教育における父親の係わりに注目すべきではないかということで、当初よりこの点に着目してテーマを設定し、フォーラムを開催してきました。お父さんとお母さんが手を組んで、共通認識の下、子育てに向かうことが子どもたちの健やかな成長とともに、親も子どもと共に成長することになると思っております。

毎年2回ずつ開催し、1回は講演会形式、1回はグループワーク形式で実施しています。新潟市小中学校PTA連合会をとおして、各単位PTA会員に参加を呼びかけると共に、市の広報紙で広報し、一般市民の参加を募っています。参加人数は、講演会の回が200人～400人程度、グループワークの回が100人前後の参加者となっております。これまでの10回にのべ1,951人が参加され、うち男性が602人(約31%)となっております。本年度は、2回の開催で316人の参加があり、そのうち男性が140人で約44%を占めています。講師は、地方では日頃なかなか聴く機会のない東京などの遠方から著名な講師を招聘して開催しております。

とかく子育ては母親任せという風潮のなか、新潟市PTA連合会との共催という特色を活かし、お父さんに興味を持てるテーマで少しでも多くのお父さんに参加してもら

い、子育ての在り方を考えてもらう機会を提供したいと実施しております。参加者からも高い評価を多くいただいています。

【取組例】育児休業推進優良事業所表彰(千葉県市川市)

市川市は、少子化に伴う将来の労働力人口減少を視野に、2001年から男女共同の子育て環境整備を重点事業と位置づけています。「親責任を果たせる労働環境の整備」を行政の責任と明記し、労働時間短縮、男性の家事・育児参加支援事業、育児休業優良事業所表彰、事業所内託児施設推進事業に取り組んできました。

育児休業優良事業所表彰は、市内の企業にアンケート調査し、育児休業取得促進に取り組んでいる事業所を表彰する制度です。2001年の調査は、従業員30人以上の事業所と女性従業員の多い病院、保育所、幼稚園など613事業所(官公庁を除く)を抽出し、214事業所(37%)から回答を得ました。育児休業取得率は79%と全国平均(56%)を上回りましたが、男性の取得者はゼロでした。

表彰の基準は、育児休業取得率が過去3年間80%を上回っている、休業期間中も賃金を支給している、育児のための労働時間短縮を実施している、職場復帰の研修を実施し原則として原職に復帰する、代替の人員を配置している一などで、市川市農協、京葉瓦斯など31事業所を表彰し、「エンゼルプランマーク」を交付しました。

さらに、「親責任を果たせる労働環境の整備」を掲げ、企業内保育所の設置、男性の育児休業、子育て休暇取得の奨励、労働時間の短縮、子育てと仕事の両立支援制度を事業主に要請し、企業や地域が「子どもプラン」を作成するよう促しています。

【取組例】少子化問題啓発事業（副読本の作成）（茨城県日立市）

日立市では、平成 13 年度に少子化対策を総合的に推進するために日立市少子化対策計画「ひたち子どもプラン 21」を策定しました。

計画の中で、「独立した生活をすることの意義についての啓発」を施策のひとつに位置付けし、少子化問題啓発事業として、平成 14 年度に小中学生を対象とした副読本を作成しました。

この副読本は、「自立と共生」を大きなテーマに掲げ、家庭、学校、地域という身近な生活を含めてあらためて自分を見つめ直し、結婚や子どもを持つことの意義等を含め、将来のあるべき姿を自ら考える機会を提供することを目的としたもので、特定の生き方や価値観を強制するものではありません。

また、内容構成についても、社会科・家庭科・保健体育・道徳といった関連する教科や領域で活用できるように構成しました。少子化の要因として様々なものが考えられ、そのひとつとして晩婚化、非婚化があります。これまで、結婚することが当たり前のこととして捉えられてきましたが、現代の若者にとって、結婚そのものが選択肢の一つとなっています。また、晩婚化の背景には、社会人となっても親と同居し経済的にも精神的にもなかなか自立できない、いわゆる「パラサイトシングル」といわれる若者が増えてきていることが挙げられています。親に依存しながらの生活と結婚とを比較し、独身でいることを選択してしまう若者が増えてきているといえるかもしれません。自立することが必ずしも結婚に結びつくとはいえませんが、少なくとも、自立することで、人はひとりでは生きていけない、何らかの形で人とかわりを持ち、共生しながら生きていくことを自覚することができるのではないか、そのうえで、自らの意思と責任の基に自分の将来について選択することができれば、男女の共生である結婚へと結びつくことが期待できると考えています。

作成した副読本は、平成 15 年度には、中学生全生徒及び小学 6 年生用として各学校に配布し活用を始めたところです。平成 16 年度以降も、新中学 1 年生を対象に配布していく予定です。

【取組例】船橋市子育て情報誌（千葉県船橋市）

船橋市では、子育て中の方に必要な情報を提供できる子育て情報誌を、市民と行政が協力して作成する取組みを始めました。

情報誌作成のきっかけは、アンケート調査や子育てワークショップ等により、自分に必要な子育ての情報が得にくい、地域の付き合いが薄く社会や地域から孤立しがちで身近な情報源がない、という子育ての現状が明らかにされたことや、船橋は東京のベッドタウンとして小さな子どもと一緒に引っ越して来る人が多く慣れない土地で子育てをしている人にとっての必要性を感じたことです。

そして実際の利用者である市民の視点から作ってもらうことにより今までにないやわらかい内容のものができ、市民と行政のパートナーシップにつながることもねらいとしています。

市の広報、チラシ、ホームページにより編集メンバー 10 人を公募し、71 人の応募がありました。応募者は子育て世代がほとんどでしたが子育てが終わった世代などもおり、市民の子育てへの関心の深さや潜在している力を感じました。

情報誌は平成 16 年 4 月に発行、メンバーと職員による編集会議は月 2 回程度行う予定です。現在はメンバーが決まった段階で、これから内容について話し合い、取材や原稿作

りなどメンバー主体で進めていくことになります。

2) 父親が地域の子どもと交流したり父親の在り方を考える機会づくり

仕事中心の生活を送る父親が多い中で、父親が子育てに一層参画するきっかけとなるよう、父親が参加できる休日を利用して、地域の子どもと交流したり父親の在り方を考える機会を設けることが必要である。

【取組例】おやじの会「いたか」(神奈川県川崎市)

大都市の核家族化が進む中で、団塊の世代を中心とする企業戦士は、仕事や付き合いに一身を捧げ、子どもを妻に任せきりで父親の影が薄く、地域社会に関わりを持たず、粗大ゴミと揶揄(やゆ)されてきました。川崎市の新興住宅地に住む意識の高いニューファミリーの夫は、家庭と地域に根を下ろすため、おやじの会「いたか」をはじめ、相次いで父親グループを結成し、子どもと一緒に地域活動を続けています。

1982年、妻に尻を叩かれて父親家庭教育学級を受講し、地域活動のおもしろさに目覚めた父親たちが、「このまま会社人間に戻るのもったいない」と語り、子どもにからかわれた経験から、おやじの会「いたか」をスタートさせました。第2土曜日の夜に集まり、2年目から妻も参加して、子どもと遊び、地域社会に親しみ、「子どもたちを元気に育む地域社会の再生」に取り組んできました。

活動のメニューは、小学校の1日講師としてコマ回し、竹馬、地域ではもちつき大会、しめ縄作り、歴史散歩、ガレージセール、いたか農場、バードウォッチング、サケの放流、父親地域塾など。活動を通じて、「子どもは家庭の子であると同時に地域の子であることが分かってきた」(世話人の団体職員、大下勝巳さん)。会員は28人で、企業のタテ社会から離れ、ヨコのネットワークを大切にして、会則はなく会長や代表は置いていません。

1994年には、「ま・いい会」、「おやじ考」と「川崎おやじ連」を結成し、現在は5団体に増えています。活動は、交流スポーツ大会、まちづくりシンポジウム、神奈川県のおやじサミット、世代間意見交流会など。子育てが終わっても「まだいたか」を自認して地域の子育てを支援しています。

3) 親子の休暇取得の促進や休暇の分散化等を通じた親子のふれあう機会の拡大

近年、企業等においては、父親・母親である社員がもっと子育てに関われるような環境づくりの一環として、授業参観、保護者会、運動会等の学校行事やボランティア活動に参加するための有給休暇制度を設ける動きが見られる。

地方公共団体においては、こうした、子どもの教育等のための休暇制度の導入を地域の企業等に働きかけることのほか、企業等と連携して「子どもの職場参観」を推進するなど、地域における親子がふれあう機会の拡大を図っていくことが望まれる。

4) 夜間・土日等における保護者会や保護者面談の実施など働く親が参加しやすい学校行事の実現

父親の家庭教育への参加を進める上で、学校においては、学習発表会や運動会等の学校行事を土曜日又は日曜日に実施したり、PTA等の会合を平日の夜間に開催するなどのほか、一定の期間内はいつでも授業参観ができるようにするなどにより、働く親が学校行事等に参加しやすいようにしていくことが望まれる。

【取組例】父親が参画しやすい学校行事の実現（香川県善通寺市）

善通寺市内の小中学校では、父親が参加しやすい日曜日に各種行事を実施するよう心がけています。小学校の一例を紹介しますと運動会は地区運動会と連動させて、父子が一緒に出場する種目を入れる等、一工夫をしています。また、地域のいろいろな祭りの際に、子どもたちが出演する場を設け、父親を始め家族との絆が強められるような取組をしています。最近では、日曜日に学校庭園内の人工池の親子清掃を呼びかけたところ、多数の父親の参加がありました。

PTAの役員会は夜間実施が原則で、本部役員会を年6～7回、各委員会はそれぞれ年4～5回の会合を夜間に行い、多くの保護者の参加を得ています。このように、常に父親が参加しやすい実施日の設定、参加したくなる実施内容の工夫に取り組んでいます。

今後は、学校週5日制の主旨を活かし、月に一度は父子で学校に集まり昔の遊びをしたり、お父さんの木登りや工作等の腕前を見せてもらったり、子どもたちの自由遊びを見守ったり等、子どもたちの健全な育成のためにPTAと協力してまいりたいと思っています。

このように本市では保護者と子どものふれあいに重点をおくとともに、平成13年度から平成22年度までの第4次善通寺市総合計画の政策大綱のひとつに「躰のできるまちづくり」を掲げ子どもたちの健全育成に全力で取り組んでいます。

10 経済的支援策の充実

(施策の具体例)

- 1) 多子世帯に対する保育所の保育料の優遇 (割引率の引上げ等)
- 2) 幼稚園の保育料の負担軽減
- 3) 新婚家庭や多子家庭に対する住居費の支援
- 4) 出産祝い金

子育てに伴う経済的負担に関する指摘が多い中で、各市町村において、地域の実情に応じた経済的支援策を講じることは、子育て支援の有効な手段と考えられる。

1) 多子世帯に対する保育所の保育料の優遇 (割引率の引上げ等)

保育所の保育料については、現行制度上、同一世帯から同時に2人以上の児童が入所している場合に、第2子の保育料が5割軽減、第3子以降の保育料が9割軽減されることとなっている。(このような軽減措置は、約9割の自治体を実施している。)

多子世帯の子育て支援の観点からは、国の基準を上回る割引率の引き上げなど保育料の一層の軽減措置を講じることについて、地域の実情を踏まえつつ、市町村独自の取組により積極的に実施されることが期待される。

【取組例】市町村独自の保育料軽減策

- ・ 石川県金沢市においては、第1子、第2子ともに3歳未満児の場合の第2子について3分の1相当額の保育料とし、第3子以降については無料としています。
- ・ 埼玉県川口市等においては、第3子以降の保育料を無料としています。
- ・ 高知県池川町では、保護者が負担する保育所徴収金を国の基準額の50%にしており、残り50%を町が負担しています。

【取組例】子育て費用の軽減策 (秋田県男鹿市)

子育て家庭への経済的負担の軽減策として、以下の施策を実施しています。

- ・ 平成14年度から保育料の階層区分が第3以上の階層について、10%の減額を実施しています。
- ・ 県と第1子の0歳児や第3子等の保育料等を免除する「すこやか子育て支援事業」を推進しています。

平成15年度実施計画 実人員 104人 事業費 26,448,660円

2) 幼稚園の保育料の負担軽減

幼児を通園させている保護者の年齢が相対的に若いことなどから、教育に伴う経済的負担が大きく、就園の機会を確保するため、入園料、保育料の負担の軽減策は重要であり、特に、二人以上の幼児を就園させる場合の保護者の負担の軽減について更に配慮が求められる。

今後、幼稚園教育の機会の一層の確保・充実を図るためには、この幼稚園就園奨励事業について、入園料、保育料の動向等も勘案しつつ、特に、第1子に比べて第2子、第3子以降の幼児の就園に係る保護者負担の軽減を念頭に、充実に努めることが必要である。

なお、公立・私立間の保護者負担の格差是正や第2子以降の負担軽減のための減免措置等については、約8割の自治体で実施されている。

【取組例】子育て費用の軽減策（東京都江戸川区）

江戸川区は合計特殊出生率（2001年）が1.31と、23区内で最も高くなっています。これまで、若い世帯の負担を軽くするためのさまざまな施策を実施してきたことも1つの要因と思われます。

第1に、私立幼稚園児の保護者の負担軽減です。区立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の格差を是正するため、保育料を最高月額2万6000円（年間延べ15万人）、入園料を1人当たり8万円（4,900人）補助しています。補助金は合計約40億円に達しています。

江戸川区の幼稚園は公立が6園（700人）、私立が39園（1万1500人）。保育所は公立が53か所（5,700人）、私立が27か所（3000人）。私立のうち2か所は公設民営で2002年に開設しました、区内の私立幼稚園と私立保育所の関係者が一体となって新たな法人を設立し、今までの経験と実績を生かして新たなスタイルの保育所運営を行っています。

第2に、就学前の乳幼児医療費の無料化です。受給者は4万7000人、受給件数8万4000件年間、年間予算は24億円かかります。

第3に、家庭の経済的負担を軽減するための乳児養育手当は30年以上前から支給してきました。2002年度は所得に応じて月額1万円（特別区民税の所得割1万6000円以上6万円未満）を1万6000件、低所得者は2万8000人に1万3000円支給しています。

3) 新婚家庭や多子家庭に対する住居費の支援

将来子どもを持つ新婚家庭や子どもが多い家庭が、ゆとりを持って子育てできるような「満足できる居住環境」を得ることができるよう、住居費について一定の支援を行うことも子育て支援策として期待される。

【取組例】ファミリー世帯家賃支援制度（東京都台東区）

台東区は、1997年度から、区内の民間賃貸住宅に居住する子育て世帯の定住を促進するため、毎年度150世帯に最高3万円の家賃を10年間補助するファミリー世帯

家賃支援制度を実施してきました。子どもの数に応じて支援金を加算して多子家庭を支援するとともに、区外からの転入予定者も募集対象にして人口増加を目指しています。

補助対象は、18歳未満の子どもを扶養し同居している世帯です。社宅を除く民間賃貸住宅で39㎡以上の専用面積が条件で、区外からの転入や社宅などからの住み替えには移転給付金10万円支給しています。2002年度は150世帯の募集に対して157世帯が応募し、初めて募集を上回りました。申込者の平均像は、家族数3.3人、世帯主の年齢は35歳、年収352万円、家賃11万7000円、面積47㎡でした。

家賃の支援基本月額、家賃から平均月収の2割を差し引いた額で、子ども1人の場合は最高1万5000円、子ども2人なら1万円加算、3人以上は1万5000円加算する。支給金の受給例をみると、夫婦子ども2人世帯で、夫の年収350万円、妻が100万円、家賃11万円の場合、支援金は月額2万5000円となります。

これまでに1,250世帯が給付を受けていますが、転居などで資格を失ったのは年間平均10%。民間賃貸住宅の平均が約2年半ですから、かなり効果を上げています。受給資格資格を失っても区内に引き続き居住する世帯も多いのが特徴です。なお、合計特殊出生率(2001年)は0.93となっています。

4) 出産祝い金

子どもを養育している家庭においては、養育費や教育費等が大きな負担になっていると考えられ、子育て家庭の経済的負担を軽減していく必要がある。

このため、児童養育家庭に対する育児支援の強化という観点から児童手当、また、出産関係給付として健康保険制度では出産育児一時金等が支給されているところであるが、近年、こうした国の制度とは別に、児童の出生に伴う一時金の支給を制度化している市町村が多く見られる。

主に出産祝金と育児手当金といったもので、第3子以降に限った支給が多く、子どもの数により金額を多くしているものもある。

【取組例】少子化対策事業奨励金(岐阜県加子母村)

加子母村は木曾・御嶽山の麓にあり、過疎化と少子化が同時に進んでいるため、乳幼児医療(6歳未満)を無料化し保育料を軽減してきました。年間出生数は20人余りで横ばいが続いています。そこで2001年度から少子化対策奨励金支給事業を開始しました。

出産奨励金は、第1子7万円、第2子10万円、第3子20万円、第4子以降30万円です。2001年度の受給者は24人。内訳は、第1子6人、第2子11人、第3子7人で、2子、3子がきわめて多い。2002年度(1月現在)は第1子6人、第2子9人、第3子2人で、さすがに第3子は息切れしていますが、出産奨励金制度の効果と考えられます。経済的なインセンティブというより、奨励金をきっかけに、家族と村と日本の将来を考え、「もう1人」を決断した夫婦が多いようです。

結婚奨励金は、満50歳未満で結婚(外国人を含む)、加子母村に住むことを条件に10万円を支給しています。2001年度は7組、2002年度(1月現在)は9組に増えています。日本全体では大幅に減少している中で注目すべき現象と思われる。不妊治療医療費助成金は、不妊治療を受けている夫婦に、治療費の3分の2以内で、年間15万円を限度に助成します。2001年度に1人が受給しました。

村の人口はこの10年で80人減少して3510人。高齢化率は23%から30%に

上昇しました。しかし、出生数にささやかながら明るい兆しが見えはじめ、事業に対する住民の受け止め方はおおむね好評といえます。

加子母村とは少子化対策にふさわしい村名だが、由来は2説あり、1説には、戦国時代の落ち武者が村に住みつき、鬼子母神を信仰したことから加子母村になったと伝えられています。また1説には、御嶽山登山道の入り口に当たるため、継子(ままこ)岳、継母岳など御嶽山の峯々にちなんで加子母村になったともいわれています。

【取組例】出産祝金、育児助成金（高知県池川町）

池川町では、人格形成の重要な時期にある0歳から3歳の幼児の心身発育を助長するため、幼児をもつ世帯に対し経済的な支援策として出産祝金と育児助成金を支給しています。

- ・ 出産祝金は、1人につき10万円。
- ・ 育児助成金は年額1歳児7万円、2歳児6万円、3歳児5万円

を支給しています。

また人口定着と若者定住を目的とした結婚祝金もあり、男女とも45歳未満のカップル1組につき10万円を支給しています。

市町村行動計画の策定に当たり留意すべき事項

1 ニーズ調査等の実施

1.1 地域の子育て支援サービスのニーズ調査

- ・ 少子化対策を効果的に実施するためには、住民のニーズを適切に把握することが重要であるが、これまで市町村がエンゼルプランの作成に際し実施してきたのは、保育サービスに関する需要調査が中心であった。
一方、少子化が急速に進行し、専業主婦家庭の子育て負担感の高まり等も見られる中で、これからの少子化対策としては「地域の子育て支援機能の強化」を図ることが重要である。こうした観点から、今後、各市町村においては、地域における子育て支援サービスも位置づけた行動計画を策定するとともに、その前提として、子育て支援サービスについての住民ニーズも把握するための調査を実施することが必要である。
- ・ 調査の方法については、地域住民の中から子どもがいる家庭など一定の条件をもとに無作為抽出した者を対象とした調査など様々な方法が考えられるが、例えば、保健センター等で実施される1歳半健診及び3歳児健診など子育て中の親が多数集まる場を活用して、実際にサービスを利用した者を対象として行う方法が、調査の意義の理解を直接求めることができることや、低いコストで実施できることから、効果的と考えられる。

【取組例】健診等でのニーズ調査（宮城県岩沼市）

岩沼市における母子保健事業については「母子保健連絡協議会」等の意見を反映しながら「岩沼市母子保健計画」の具現化を図っているところです。

最近、社会的にも問題となっている「児童虐待」が岩沼市においても12年度に保健師が関わったケースは6件でしたが13年度は28件と急増したこともあり「虐待の予防対策」を14年度重点事項にとりあげました。

一つめは「ママサポート」(平成14年度新規事業)で内容は「マタニティブルーズ・産後うつ病」に関する調査及び支援体制です。

二つめとして、「子育て支援に関する調査」を実施しました。

目的：保護者が安心して自分らしい育児をしていけるようになるための支援システムの在り方を考える。

仮説：育児不安はひいては「産後うつ」や「虐待」につながるもの、育児不安の背景には「育児不安」「サポートシステム」の有無が関係しているのではないかと。

対象：新生児訪問、3ヶ月児健康診査、1歳8ヶ月児健康診査、2歳6ヶ月児歯科健康診査、3歳6ヶ月児健康診査に来所した児のお父さん、お母さんそれぞれの調査用紙を配布。

調査期間：平成14年8月～10月

実施機関：岩沼市保健課と宮城大学

現在集計し、まとめの段階です。

今後、この結果を踏まえ、市民、関係機関、母子保健連絡協議会等と共に話し合い、市民参加の「岩沼市母子保健計画」を策定していきます。

- ・ 調査項目については、各市町村の施策や固有の課題に対する住民の意識を的確に把握できるような項目とする必要がある。

1.2 保育サービス需要調査

- ・ 行動計画の策定に当たっては、引き続き、保育サービス（保育時間やサービス内容など）についての需要をきめ細かく把握するための調査も行うことが適当である。
- ・ 需要調査の対象については、保育所入所の対象である就学前児童と放課後児童クラブの対象である小学校低学年それぞれを対象に実施することが考えられる。
- ・ 調査項目については、共働き世帯の保育所等の利用ニーズのほか、片働き世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）のみならずパート労働者の保育ニーズも把握できるような項目とする必要がある。

1.3 保育事業者等の各種子育て支援サービス提供者やこれらの者が提供する各種サービスの把握、これらの者が行う保育所や幼稚園の保育サービス等に関する利用者の評価の調査

- ・ 行動計画の策定に当たっては、まずは、地域内で事業を展開する保育事業者等の各種子育て支援サービス提供者やこれらの事業者が提供する各種サービスの内容について把握することが前提となる。したがって、こうした事業者の実態についても調査を行うことが適当である。
- ・ また、これらの事業者が提供する保育所や幼稚園の保育サービス等について、実際に利用した者がどのように評価しているのかを各市町村が把握し、これを行動計画に反映させたり、保育サービスの質の改善につなげていくことが重要である。

【取組例】保育サービス利用者意向調査（東京都世田谷区）

世田谷区では、保育サービスの的確な提供に資するため、どのようなニーズを持つ区民が、どのように保育サービスを利用、あるいは利用を希望しているのか、そして、現在利用しているサービスにどの程度満足しているのかを把握することを目的に、保育サービス利用者意向調査を実施しています。

認可保育園利用者から無作為抽出した約2000名に認証保育所、保育室、保育ママ等の認可外施設利用者を加えた3000名に調査票を配付、約70%となる2112人から回答を得ました。今回調査では、行政が補助をしていないベビーホテルのような施設を利用している方も調査対象として、従来把握できていなかった夜間保育など潜在的なニーズの把握を図ったこと、24項目からなる利用者満足度調査を全施設利用者を実施したことに特徴があります。

調査項目は、各施設利用者に21項目（認可保育園利用者とそれ以外の利用者で6項目の異なる設問）を用意しました。現在の施設の利用実態、利用に至る経緯、保護者の就労状況、就労の動機を把握するとともに、延長・夜間・休日・年末保育、病後児保育など、多様な保育に対する要望、現在施設の運営・処遇に対する満足度を明らかにしようとしています。

調査結果は、2月中に分析を終える予定ですが、15年度中に策定する世田谷区保育施策方針、中期計画に結果を反映させていきます。

2 市町村職員自身による調査の実施

- ・ 調査票の設計や実施について、コンサルタント会社等の外部機関に委ねるのではなく各市町村の職員が自ら参加することは、職員の意識の向上や計画策定後の施策の円滑な実施を図る上で、効果的である。
- ・ 調査の実施体制については、福祉、教育、母子保健、労働など各市町村の関係部局により構成されたチームを設置し、調査票の作成等を行うことが必要である。これにより、より幅広いニーズを把握できる調査が実施できるとともに、将来的には部局が一体となった効果的な施策の実施にもつながっていくというメリットが期待できる。

3 住民を中心とする行動計画策定委員会

- ・ 行動計画の策定は、行政主導ではなく地域住民が中心となって進めることが重要である。具体的には、住民の意思を計画に反映する観点から、前述のようなニーズ調査等を行うことも必要であるが、行動計画の策定に住民が参画することも必要であり、その方法として、例えば次のようなものが考えられる。

ア 保育、教育、母子保健、幼稚園・保育所の関係者、子ども会等地域組織、NPO等の子育て支援活動団体、医療、労働など、子育ての当事者（子育て中の親、子育て経験者）を含む地域住民や行政関係者で構成され、子ども自身の意見も聞きながら行動計画の策定や継続的な計画の実施状況のフォローを行う委員会を設置すること。

なお、計画策定等に参画する子育ての当事者等の地域住民については、一定割合を公募により選定することも考えられる。

また、策定プロセスについて広く情報提供を行うため、策定委員会の審議や資料を公開することが必要である。

イ 有識者を含む地域住民で構成する委員会を設置し、こうした委員会が課題の是非や手法を自主的に検討し、行政に提言すること。（これにより、行政においては、提言の趣旨を尊重し、可能な限り施策に盛り込むよう努力することが期待される。）

ウ 行動計画に関する公聴会や住民懇談会を開催すること

エ 行動計画の内容について広報等により情報提供を行うとともに、返信用葉書やインターネット等を活用して広く意見を聴取すること

【取組例】コラボレートプロジェクト（東京都世田谷区）

世田谷区では、区民・事業者・行政が連携・協働して地域の課題などを解決していく「新しい公共」の構築を目指しています。このため、区民生活向上のために行う市民活動の推進を図ることを目的に、区と市民団体が有効なパートナーシップを形成しながら協働・連携して取り組む事業「コラボレートプロジェクト」を選定し、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用して事業支援を行う取組を実施しています。

平成14年度は、この仕組みを活用し、「保育サービス第三者評価手法の研究」を共通の目標として、市民団体「新しい保育を考える会」と世田谷区が協働して事業を実施しています。「新しい保育を考える会」は、自主保育活動の啓蒙・情報交換・活動促進を目的として、20年以上にわたり地域の親たちのネットワークを広げる活動を展開してきたグループです。今回の事業では、その活動実績とネットワークを活用して、子供を預ける立場から保育サービス第三者評価の評価視点を洗い出し、評価基準を区に提案することを予定しています。特に、保育室や保育ママなど小規模施設の第三者評価を実施するとしたら、どんな基準が必要かといった視点で調査研究を実施します。具体的には、保育サービス施設の訪問調査と子育てママのヒアリング調査を実施したうえで、専門家、学識経験者、区との検討会を開催し、評価基準の提案と調査過程の報告をする予定です。

安心して子どもを預けたい、保育サービスを利用する立場の視点を活かした第三者評価の評価基準と保育室や保育ママといった小規模施設の良さを活かせるような評価方法について、市民団体の活力によって提案されることが期待されています。

【取組例】住民主体の計画策定委員会（長野県茅野市）

（ 6 ページを参照 ）

【取組例】児童育成計画懇談会における公募委員の登用等（岩手県宮古市）

（ 7 ページを参照 ）

4 目標の設定

各市町村が策定する行動計画において前述のような「施策の具体例」を盛り込んだ場合、各市町村は、それぞれについて、例えば下表のような具体的な定量的目標を設定していくことが必要と考えられる。

「施策の具体例」に関する目標

| | |
|---|---|
| <p>1 子育て家庭のみならず、子育て経験者、高齢者、事業主等が幅広く参加して、地域全体で子育ての在り方を考える (例) 3)地域における子育てについて話し合う場づくり 4)子育てに関するシンポジウム、セミナーの開催</p> | <p>・開催回数、参加者数 ・開催回数、参加者数</p> |
| <p>2 地域における「子育て支援力」の充実(「地域子育て支援機能の再生」)</p> <p>2.1 市民による子育て支援の充実 (例) 1)子育てサークル等に対する公共施設・店舗等の空き部屋の活用(無償貸与等) 2)地域の高齢者や子育て経験者、子育て中の親等による子育て支援(異年齢、異世代交流) 5)ファミリー・サポート・センター・NPO等による子育て支援サービスの充実 7)読み聞かせ活動の充実</p> <p>2.2 子育て中の親子が交流等できる場づくり (例) 1)幼稚園の子育て支援サービスの充実(園庭・園舎の開放、子育て相談、未就園児の親子登園など) 2)乳幼児が安全に遊べる場の整備(公園、児童館、園庭・校庭、公共施設の余裕空間の活用) 3)子育て中の親が集まり、子ども同士を遊ばせながら親同士が自由に相談や意見交換等ができる「地域子育て支援センター」の整備や「つどいの場」づくり 4)不特定多数の未就園児童を対象とした運動会やお楽しみ会等のイベントの開催</p> <p>2.3 家庭教育についての学習機会や相談機会等の整備 1)親子による交流・自然体験学習の開催 2)公民館等における家庭教育学級・講座の開催 ・妊娠期、乳幼児期、小学校低・中学年、思春期といった段階別実施 ・祖父母世代への子育ての状況に関する理解を深めるという観点から、祖父母世代に対する子育て教室の開催 4)「子育てサポーター」等の子育て支援を行う人材の養成・配置の推進</p> | <p>・活用件数 ・開催回数 ・支援件数、利用児童数 ・実施件数 ・開催回数、参加者数、参加者等のアンケート結果等 ・整備件数 ・整備件数 ・開催回数、参加者数 ・開催件数、参加親子数 ・開催件数、参加者数、参加者アンケート等の結果 ・実施件数、養成人数</p> |

| | |
|---|--|
| <p>2.4 就学児童の居場所づくり (例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)放課後児童クラブ(障害児の受入れの推進など) 3)(中高生もバンド活動等で利用できる音楽室等を備えた)児童館等の整備 4)子どもがのびのびと自由に遊べる場の整備 5)放課後、週末、長期休業日における子どもを核とした様々な活動の機会と場の拡大(学校、公民館、地域の自然環境や人的資源の活用) | <ul style="list-style-type: none"> ・整備件数、利用児童数 ・整備(実施)件数 ・整備件数 ・整備(実施)件数 |
| <p>3 子育て家族が暮らしやすい地域づくり (例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等の公共施設における子連れ家族の優先入場、料金割引 2)「子育てバリアフリー」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や民間施設への託児室、キッズルーム等の設置やトイレの改修、子育てバリアフリーマップの作成など 4)保育施設と公営住宅の合築 5)新婚家庭や多子家庭に対する住宅の配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施率 ・実施(整備)率 ・整備件数 ・対象世帯数 |
| <p>4 次世代を育む若い世代への支援 (例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)保育所等で小中高生等が乳幼児とふれあう機会の拡充 4)独身青年男女の出会い・交流の推進(イベント等の出会いの場の提供、助成、情報発信など) | <ul style="list-style-type: none"> ・実施件数、参加者数 ・開催回数、利用者数 |
| <p>5 子どもや母親の健康、安心・安全の確保 (例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)母子保健サービス(新生児訪問指導、乳幼児健診、母親・両親学級)の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・問題発見時のきめ細かな対応や精神的なケア、子どもや母親が達成感や自信を持てるような接し方(褒める等)の推進 ・健診、予防接種、講座等の場での子ども一時預かりサービス ・病院の産婦人科や産院など医療施設が行う子育て支援サービス(育児サークル、家庭訪問など)との連携 4)児童虐待対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士などの専門家による個別カウンセリングや専門家を交えたグループカウンセリングの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施件数、利用率 ・施設整備件数 |
| <p>6 子育て支援に関する行政サービスの充実 (例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3)子育て相談や子育て情報提供サービス(子育てバリアフリー情報など)の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援コーディネーター ・24時間対応の子育て相談ホットライン | <ul style="list-style-type: none"> ・設置件数、利用率 |

| | |
|--|---|
| 4)子育て支援を総合的に行うセンターの整備 | ・整備件数、利用率 |
| <p>7 多様な保育ニーズへの対応や必要な時に安心して利用できる保育サービス等の実現</p> <p>(例)</p> <p>2)パート労働者や専業主婦も利用しやすい柔軟な保育サービスの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保育、病後児保育、一時保育など <p>3)ベビーシッター、幼稚園における預かり保育等の整備</p> <p>4)24時間いつでも必要な時に安心して預けられる体制の整備</p> <p>6)保育所のサービス評価の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・整備件数、利用児童数 ・整備件数 ・実施件数 ・評価の実施及び結果の公表の状況 |
| <p>8 幼児教育の充実</p> <p>(例)</p> <p>2)幼稚園の教育活動及び教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の自己評価、情報提供の推進 <p>3)幼稚園・保育所から小学校の教育へ滑らかに移行できるような幼・保・小連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園と保育所の教育・保育内容の整合性の確保 ・教員・保育士の合同研修 ・幼児児童の合同活動、保護者同士の交流 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価の実施及び結果の公表の状況 ・研修参加教員数、合同活動実施園数、参加保護者数等 |
| <p>9 地域における「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」、「仕事と子育ての両立の推進」についての普及啓発等</p> <p>(例)</p> <p>1)働き方の見直し、仕事と子育ての両立の推進等についての市町村から地域住民・企業への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民を対象とした子育て教室の実施 ・企業の人事担当者等に対する働き方の見直し等の働きかけ ・企業内保育所の整備や一般開放の働きかけ ・「家庭にやさしい企業」「出産後も女性が継続就労できる職場」の実現に向けたセミナー等の開催 ・両立支援に向けた企業と市町村の連携会議の開催 <p>2)父親が地域の子どもと交流したり父親の在り方を考える機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親が育児を学ぶセミナー等の開催 <p>3)親子の休暇取得の促進や休暇の分散化等を通じた親子のふれあう機会の拡大</p> <p>4)夜間・土日等における保護者会や保護者面談の実施など働く親が参加しやすい学校行事の実現</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・残業の平均縮減時間 ・父親の出産休暇取得率 ・育休取得率(男女別) ・短時間勤務等制度普及率 ・子ども看護休暇制度普及率 ・開催回数、参加者数 ・教育休暇(子どもの学校行事等への参加等のための休暇)やボランティア休暇(地域の子育て支援活動への参加のための休暇)制度の普及率 |

| | |
|--|---------------------------------|
| <p>10 経済的支援策の充実 (例)</p> <p>1)多子世帯に対する保育所の保育料の優遇(割引率の引上げ等)</p> <p>2)幼稚園の保育料の負担軽減</p> <p>3)新婚家庭や多子家庭に対する住居費の支援</p> | <p>・割引率、制度利用率</p> <p>・制度利用率</p> |
|--|---------------------------------|

5 行動計画の事後評価

- ・ 行動計画の策定後、策定したままにしておくのではなく、行動計画の実施状況をフォローし、継続的に見直しを行っていくことが必要である。こうしたことから、例えば次のような方法により、計画の事後評価(政策評価)を行っていくことが重要である。

ア 事後評価の実施については、子育ての当事者を含め行動計画の策定に関与した者が中心となって、行動計画の当初の目的・ねらいや目標が達成されているのかどうか検証することが必要である。こうしたことから、行動計画の策定に関与した者(サービス利用者、その他の地域住民、第三者的な立場である有識者など)で構成する委員会等において、行動計画の実施状況をフォローするといった取組を継続することが必要である。

イ 具体的な手法としては、計画の実施段階において、計画策定段階で行った調査を定期的に繰り返して行うことや、行動計画に基づき実施される各事業について設定された目標について、その進捗状況を定期的に確認すること、あるいは、行動計画に基づき実施された子育て支援サービス等の個別サービスについて、第三者機関やサービス利用者等が満足度について評価することが考えられる。

ウ 事後評価の実施に当たっては、評価プロセス(評価を行う委員会の議事や資料など)を公開するとともに、目標の達成状況や定量的な満足度等の評価結果を公表することが、施策に対する住民の関心や理解だけでなく、行政におけるサービス向上の努力も促すという意味で効果的であり、委員会開催や評価実施後速やかに公表することが適当である。

都道府県行動計画のあり方

1 都道府県行動計画の役割

【現行エンゼルプランの評価】

現行の都道府県エンゼルプランの多くが、

目標設定項目が、延長保育実施市町村数、子育て支援センター設置市町村数など、新エンゼルプランの目標設定項目などに限定されている

目標数値自体も、新エンゼルプランの目標数値を参考に人口割り等で設定するなどその根拠が不明確

仕事と子育てを両立するための保育サービス施策に重点が置かれ、専業主婦を含めた子育て家庭全体に対する施策があまり盛り込まれていない

一部の都道府県では、保育サービス施策のほかに、子育てと仕事が両立できる職場環境の整備、地域での子育て支援、子どもが健やかに育つ環境づくり、子どもの心を育む教育・活動の推進などについても事項立てはされているものの、目標設定項目以外は、「～を推進します。」「～を図ります。」「～を検討します。」のように、各項目に前向きに取り組む姿勢の提示に止まり、総花的

市町村エンゼルプラン（児童健全育成計画）との関係が希薄であると指摘されている。

【都道府県行動計画と現行エンゼルプランとの関係】

都道府県行動計画の策定に当たっては、こうした現行エンゼルプランの評価を踏まえ、現行エンゼルプランを発展的に解消し、すべての地方自治体（市町村・都道府県）の少子化対策・子育て支援施策をより実効あるものにするよう、新たに策定することが求められる。

【都道府県行動計画の役割】

すべての地方自治体の少子化対策をより実効あるものにするために、都道府県は、少子化対策施策・子育て支援施策の実施の中核を担う市町村の取組を推進するよう「支援」とするとともに、単独の市町村では展開が難しい取組について、都道府県が例えば福祉圏域ごとに調整を行うなど広域的な調整を行うほか、都道府県自らが取組の主体となることが期待される。

その際、従来の市町村エンゼルプランに盛り込まれていることが少ない、地域における子育て支援、保健・福祉施策と教育施策の連携、次世代を育む若い世代の支援、子育てバリアフリー、男性を含めた働き方の見直し、児童相談所等と連携した児童虐待の防止対策の推進といった項目についても市町村が積極的に取り組むことができるように支援を行うことが重要である。

また、行動計画の目標の設定に当たっては、できるだけ目標の具体化を図る観点から定量的な目標を設定する、目標数値の設定に当たっては、保育対策を含め、地域のニーズを正確に把握し、なぜその数値を設定したのかについて根拠を持って示すことが重要である。

なお、少子化対策を推進する施策・事業の中には、必ずしも定量的な数値目標に馴染まない性格を持つ施策・事業も考えられるが、その場合にも定性的な施策・事業の取組目標を設定し、評価していくことが考えられる。

2 市町村行動計画策定に対する支援（技術的支援・情報提供等）

【技術的支援・情報提供】

少子化対策・子育て支援策は、住民に最も身近な市町村が住民参加を通じて自ら策定する市町村行動計画に基づき、市町村が中核となって実施することが原則である。都道府県は、域内の市町村が実効ある行動計画を策定できるよう、技術的支援や情報提供などの支援を行うことが求められる。

技術的支援・情報提供の具体例としては、特に小規模の町村が行動計画を策定する際の負担を軽減するために、次世代育成支援対策推進法案に基づく国の行動計画策定指針の項目に従って、各都道府県の市町村に対する支援措置を整理、提示することが考えられる。

支援措置の整理・提示は、国の補助事業は当然のこと、都道府県の実情に合わせた都道府県単独事業なども含めるとともに、国の補助事業についても、厚生労働省の補助事業のみならず、文部科学省や国土交通省の補助事業など関連する補助事業を幅広く提示することが不可欠である。また、広汎にわたる補助事業について、各都道府県の実情に応じた都道府県としての評価（都道府県としては、どの補助事業を優先的・重点的に展開しようとしているかなど）や、各補助事業の特色の整理（類似の事業について補助要件を比較するなど）など、市町村に理解しやすいものとなるよう工夫することが求められる。

【市町村と協議の場の設定】

都道府県の計画策定担当者や計画策定委員会は、市町村の担当者や計画策定委員会と十分に協議し、都道府県と市町村との役割分担を明確にしたり、行動計画の検討状況や目標数値の設定状況、行動計画に基づく施策・事業の進捗状況を互いにフィードバックしあうなどの連絡調整の場を設定することが必要である。

具体的には、都道府県行動計画策定委員会に各市町村の行動計画策定委員会の委員長を招き検討を行うことや、都道府県行動計画策定委員会にできる限り多くの市町村関係者（例：市長会や町村会の役員となっている市町村の担当部長など）を委員として任命すること、福祉圏域ごとに都道府県の出先機関（地域振興局や教育事務所等）が圏域内の市町村と定期的な連絡会議を開催すること、都道府県（本庁）が管下全市町村の担当課長等と定期的な意見交換の場を設けることなどが考えられる。

【モデル地域やモデル地区の設定】

ユニークな地域における子育て支援策や、企業・事業所参画の取組に先駆的にチャレンジする市町村、社会福祉法人、NPO 法人、育児サークル、ボランティアグループなどをモデル事業として公募し、モデル事業の成果について実践発表会を開催することなどにより共有することも、市町村支援の有効な方策のひとつである。

例：熊本県「子育て応援団」事業

- ・ 県内のモデル地域（13年度5地域、14年度10地域）において、市町村、保育所、子育てサークル等による子育て応援ネットワークづくりを各地域の創意工夫を凝らして実施。有識者による「子育て応援座談会」が各モデル地域にアドバイスするとともに、年度終了時点で全市町村参加の下に、モデル地域の実践発表会を開催。

例：三重県「子育て支援キャラバン」事業

- ・ 地域における子育て支援の基盤整備を図るため、市町村を支援するためのコーディネーター等を設置し、各市町村が設置する「地域子育て支援センター」等と連携してネットワークを形成。その中で、地域のNPOや求職中の人材を子育て資源として活用したモデル事業の実施等により、地域における子育て機運の醸成に努めるとともに、子育て情報・提供を行う。

3 目標設定（複数市町村が共同実施する事業の広域的調整）

【市町村の需要・ニーズ積上げ】

都道府県エンゼルプランの目標数値が従来、新エンゼルプランの目標数値を参考に人口割り等で設定するなどその根拠が不明確であったことや、市町村エンゼルプラン（児童健全育成計画）との関係が希薄であったことを踏まえ、都道府県行動計画の目標数値は、原則として、保育需要等のニーズ調査に基づいて設定される各市町村行動計画の目標数値を積み上げるにより設定することが適当である。

【広域調整】

ただし、病後児保育をはじめ、単独の市町村で実施するよりも福祉圏域ごとに1か所～数か所実施するなど複数市町村が共同して広域的に実施する方が効率的な項目については、都道府県が複数の近隣市町村を調整して目標設定を行うことが必要である。

【具体的な目標数値】

なお、目標数値の設定の際、「根拠に基づいた」数値であることを示すことが不可欠である。従来の都道府県エンゼルプランでは、例えば、「地域子育て支援センターか所」というような目標数値設定が通常であったが、都道府県行動計画では「地域子育て支援センター 中学校区ごとに1か所 計 〇か所」といったように目標数値を具体的に示すことが求められる。

4 都道府県が主体となった広域的事業の実施

子育て支援に取り組む人材の育成など、単独の市町村で行うより都道府県で行う方が効率的・効果的な施策・事業も考えられる。こうした施策・事業については、都道府県が主体となって取り組むべきであり、都道府県行動計画において具体的に盛り込むことが期待される。

<例>

- * 地域子育て支援センターの職員や子育てNPO・育児サークルのリーダーをはじめとした地域で子育て支援を行う人材の養成
例： 熊本県では、地域子育て支援センターの職員や子育てNPO・育児サークルのリーダーなど地域で子育て支援を行う者を対象とした研修を、平成15年度より実施。
- * 地域子育て支援センター、子育てサークル、子育てNPO等のネットワーク化、ネットワークに対する支援

例： 地域子育て支援センターのほとんどが参加する「熊本県地域子育て支援センター連絡協議会」が活動。自主的な実践事例研修会やカウンセリング研修会を実施し、地域での子育て支援技術のスキルアップを図っているところ。県でも、15年度より研修内容のレベルアップを支援。

： 熊本県では、広域的な活動を行うNPO法人等が、独創的な子育て支援活動を提案し実施する場合に、活動の立ち上げ資金を補助。(1団体当たり上限200万円)

- * 父親を含め、学校、企業、行政、関係団体などが連携して地域社会で子育て支援を行っていくための環境整備

例： 埼玉県では、インターネット子育て大学である「おやじ子育て大学」を開校し、「彩の国スーパー子育て応援団」による子育て応援メッセージや子育てに関する講義を行う。また、市町村における子育て支援状況を比較できるようにするための子育て環境マップの作成や子育て応援フェスティバル(県内5か所)を開催。

- * 経営者団体等と連携した働き方の見直しのための普及啓発等

例： 埼玉県では、経営者団体や労働団体と子育て支援に関する共同宣言を行い、それに基づいてパパ早く帰ろうキャンペーンや子育てにやさしい企業の事例紹介等を実施。

- * 妊娠や女性の心に関する相談体制の整備

例：(1) 不妊専門相談センターの整備

不妊に悩む夫婦は10組に1組と言われ決して少なくなく、「不妊の悩み」について一人で悩んでいる方も多いのが現状。このため、「子供を産むか産まないか」の自己決定への支援や不妊治療に関する情報の提供、「不妊の悩み」について何でも相談できる場として「不妊専門相談センター」が28都道府県(平成14年度現在)で設置されている。

(2) 「妊娠葛藤」相談窓口の設置

熊本県では、平成15年度からこれまで実施していた売春防止法に関わる相談、DV関係の相談・保護事業に加えて、女性の心と妊娠に関わる専門的な相談事業を新たに展開し、「女性相談センター」として拡充。夫婦の不仲や望まない妊娠などに起因する「妊娠葛藤(かつとう)」、性的な被害やDVなどによる心的外傷後ストレス障害、女性特有の身体的特徴から生じる心身上の様々な悩み等について幅広く対応することとしている。

- * 先駆的な研究事業・モデル事業の実施

例： 育児不安や産後うつ等のある母親を早期に発見し、育児の助言・支援、家族調整等を行うために、熊本県では保健所・市町村を対象にEDPS(エンジンバラ式産後うつスクリーニング手法)の研修会を実施し、EDPSを用いた保健師訪問の促進を図るとともに、育児不安等の親を対象としたグループケアを実施するために、保健所・市町村を対象にした事前学習会を実施。

都道府県行動計画の内容

都道府県行動計画では、従来の都道府県エンゼルプランに掲げた事項に加え、以下のような事項の実現を図ることが適当である。

1. 子育て家庭のみならず子育て経験者、高齢者、事業主等が幅広く参加して、地域全体で子育て支援の在り方を考える
2. 地域における「子育て支援力」の充実
3. 子育て家庭が暮らしやすい地域づくり
4. 次世代を育む若い世代への支援
5. 子どもや母親の健康、安心・安全の確保
6. 子育て支援に関する行政サービスの充実
7. 多様な保育ニーズへの対応や必要な時に安心して利用できる保育サービスの実現
8. 幼児教育の充実
9. 地域における「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」、「仕事と子育ての両立の推進」についての普及啓発等
10. 経済的支援策の充実

詳細については、下表のような事項が考えられる。

都道府県行動計画に新たに盛り込むことが期待される事項

| 盛り込むことが期待される事項と施策の具体例 | 目標（評価指標） |
|---|--|
| <p>1. 子育て家庭のみならず子育て経験者、高齢者、事業主等が幅広く参加して、地域全体で子育て支援の在り方を考える。</p> <p>（1）子育て支援フォーラム、セミナーの開催 例：市町村長なども含めた子育て支援トップセミナーの開催 若い親子が気軽に参加できるフォーラムの開催 市町村主催のフォーラム、セミナーへの支援・補助</p> <p>（2）多様な主体が参加する少子化対策運動体の結成 例：「少子化対策 人会議」を結成し、住民運動を展開</p> <p>（3）子育て・家庭（家庭教育）についての関心を高めるための意識啓発 例：親子の共同体験・交流事業の開催 キャンペーンやテレビ番組等を通じた家庭教育の充実 家庭教育活性化支援協議会の設置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすさ比率（都道府県調査） ・開催件数、参加者数 ・開催件数、参加者数 ・開催件数、参加者数（市町村積上げ） ・会議の開催件数 ・開催件数、参加者数 ・テレビ番組の放送回数 ・フォーラム等の開催件数、参加者数 ・協議会開催件数 |

| | |
|--|---|
| <p>(4) 子どもの権利についての意識啓発 例： 児童の権利条約の周知、権利擁護のための仕組み作り（協議会の設置）等 児童虐待防止ネットワークづくり</p> <p>(5) 地域社会全体で関係者が連携した子育て支援の推進 例： 関係者の子育てネットワークづくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの組織数、活動件数 ・ネットワークの組織数、活動件数 |
| <p>2. 地域における「子育て支援力」の充実 (1) 市民による子育て支援の充実 例： 地域住民や保育所などの関係機関による子育て支援ネットワークを構築する「子育て応援団」(モデル事業)の実施 子育てサービスや在宅介護サービスを工夫を凝らして行う NPO 法人等に対する支援<熊本県></p> <p>ファミリーサポートセンターなど市民の相互扶助による子育て支援サービスの充実(国庫補助要件(人口5万人以上等)の対象外の市町村に補助)<熊本県></p> <p>家事援助サービスの充実(産後6か月まで理由の如何に関わらず利用できる「子育て安心ヘルパー」事業を実施する市町村に補助)<熊本県></p> <p>子育て経験のある方等を子育てやしつけなどの相談や子育てサークルの支援を行う「子育てサポーター」として養成、配置を促進</p> <p>地域子育て支援センターの職員や子育て NPO・育児サークルのリーダーをはじめとした地域で子育て支援を行う人材の養成<熊本県></p> <p>(2) 子育て中の親子が交流できる場作り 例： 小規模市町村において、場所を固定化しない巡回型「つどいの広場」に対する支援の検討</p> <p>(3) 家庭教育支援の充実 例： 親子による交流・自然体験学習の開催 子どもの発達段階に応じた子育て講座の開催 家庭教育 24 時間電話相談の実施 子育て経験のある方等を子育てやしつけなどの相談や子育てサークルの支援を行う「子育てサポーター」として養成、配置を促進(再掲)</p> <p>(4) 読み聞かせ活動の充実 例： 乳幼児健診等の機会を利用し、絵本などを配布するとともに、読み聞かせの手法について指導等を行う事業(ブックスタート事業等)に対する財政的支援<高知県></p> <p>乳幼児健診等の機会を利用し、絵本などを配布するとともに、読み聞かせの手法について指導等を行</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所数 ・補助件数(金額) ・NPO 法人等によるサービスの支援件数・利用児童数 ・設置件数、支援件数、利用児童数(積上げ) ・実施市町村数、支援件数(積上げ) ・養成サポーター数(積上げ) ・配置サポーター数(積上げ) ・養成人材数、講習回数 ・設置件数、支援件数(積上げ) ・開催件数、参加親子数 ・講座数、参加人数(積上げ) ・相談件数 ・養成サポーター数(積上げ) ・配置サポーター数(積上げ) ・配布絵本数(積上げ) ・読み聞かせ講習会実施回数(積上げ) ・研修会参加回数 ・事業実施市町村数 |

| | |
|--|---|
| <p>う事業（ブックスタート事業等）が都道府県下各市町村に普及するよう、普及・啓発のための研修会を開催＜岡山県＞</p> <p>（５）就学児童の居場所づくり 例： 放課後や長期休業日における子どもたちの様々な体験活動の機会の場と拡大（学校、公民館、地域の自然環境や人的資源の活用） 障害児のための学童保育の実施、放課後児童クラブにおける障害児受入れの促進（国庫補助の都道府県単独上乘せ）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・活動支援センターの整備件数 ・体験活動の実施件数 ・実施箇所数、預かり児童数（積上げ） |
| <p>３．子育て家族が暮らしやすい地域づくり 例： 子育て家庭が外出しやすい環境の整備（デパートや駅などで子どもと一緒に入れるトイレの設置・改修や、ベビーカーで外出しやすいようエレベーター・スロープ等の設置） 都道府県営住宅において誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した改修を実施＜熊本県＞ 都道府県営住宅の建て替えに当たって、高齢者グループホーム、デイサービスセンター、地域子育て支援センター、つどいの広場等を合築＜熊本県＞</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・設置件数、改修件数等 ・改修戸数 ・合築件数 |
| <p>４．次世代を育む若い世代への支援 例： 乳幼児ふれあいフォーラムの開催、福祉圏域単位の乳幼児ふれあい体験促進連絡会の設置などによる、乳幼児ふれあい体験の促進 高校生、大学生等の若い人を対象にした、親となることや子育てについて考えるフォーラムの開催 「妊娠葛藤」相談窓口の設置＜熊本県＞</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム開催件数、促進連絡会設置件数 ・ふれあい体験経験児童生徒数（積上げ） ・開催件数、参加者数 ・相談件数 |
| <p>５．子どもや母親の健康、安心・安全の確保 例： 新生児への早期関与（おめでとうコール）の徹底、産婦人科病院からの助産師等の訪問指導など、産後ケア（母親の心のケア）を充実＜熊本県＞ 乳幼児健診において、臨床心理士や保育士等を同席させるなど相談体制の充実 乳幼児事故事例集の発行（都道府県医師会と協働） 周産期医療ネットワークの形成 児童虐待ネットワークの形成（福祉圏域単位）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・電話連絡新生児（家庭）数（積上げ） ・訪問指導新生児（家庭）数（積上げ） ・実施市町村数、対象児童数（積上げ） ・乳幼児事故件数（積上げ） ・発行部数 ・ネットワーク数 ・整備箇所数、虐待事例数（積上げ） |

| | |
|---|---|
| <p>6. 子育て支援に関する行政サービスの充実</p> <p>例： 子育て、高齢者・障害者介護に関する施策について横断的に対応する「子育て・介護支援推進課」の設置（県の組織）＜熊本県＞</p> <p>市町村における福祉・保健・教育分野の総合相談窓口の設置の促進（事例研修会の開催など）</p> <p>市町村における子どもの「心理診断・発達診断」が可能な専門職員の設置促進（都道府県からの派遣・割愛など）</p> <p>地域子育て支援活動従事者や母親などからニーズ、要望等を集約する座談会を継続的に実施</p> <p>地域における子育て・家庭教育支援に関する社会資源情報を収集、発信。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口設置市長村数 ・専門職員を設置する市町村数 ・開催件数、参加者数 ・「子育て支援マップ」を作成する市町村数 ・都道府県版「子育て支援マップ」の作成 |
| <p>7. 多様な保育ニーズへの対応や誰でも気軽に利用できる保育サービスの実現</p> <p>(1) パート労働者も利用しやすい柔軟な保育サービスの整備</p> <p>例： 特定保育事業など 駅型総合保育所の整備</p> <p>(2) 幼稚園における預かり保育等の整備</p> <p>(3) NPO等による保育サービスの充実</p> <p>例： 子育てサービスや在宅介護サービスを工夫を凝らして行うNPO法人等に対する支援＜熊本県＞(再掲)</p> <p>(4) 24時間保育の推進</p> <p>(5) 保育所等における障害児受入れの推進</p> <p>例： 放課後、夏休み等の障害児預かり事業の促進（実施市町村へ補助）＜熊本県＞</p> <p>(6) 保育所のサービス評価の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・総保育サービス利用延べ日数（積上げ） ・支援件数、利用児童（積上げ） ・設置数（積上げ） ・支援件数、利用児童（積上げ） ・補助件数（金額） ・NPO法人等によるサービスの支援件数・利用児童数 ・延長保育・休日保育実施箇所数（積上げ） ・利用児童数（積上げ） |
| <p>8. 幼児教育の充実</p> <p>例： 幼稚園の教育活動</p> <p>保育所における教育の充実</p> <p>幼稚園・保育所から小学校の教育へ円滑に移行できるような幼・保・小連携の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・評価の実施及び結果の公表の状況 ・特別な教育の実施保育所数等 ・研修参加教員数、合同活動実施園数、参加保護者数等 |

| | |
|--|--|
| <p>9 . 「男性を含めた働き方の見直し」「多様な働き方の実現」「仕事と子育ての両立の推進」のための普及啓発等 例： 「仕事と家庭の両立推進セミナー」、「父親の役割について考えるフォーラム」等の開催 事業所内保育所に対する助成金の検討（21世紀職業財団の助成対象とならない小規模事業所に助成＜愛媛県＞） 都道府県内企業 100 社を訪問し、仕事と家庭の両立について調査、事例収集 両立支援に積極的に取り組んでいる都道府県内企業の経営者等によるシンポジウムを実施 男性の育児参加に関する広報を行う事業主に定額補助＜高知県＞</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催件数、参加者数 ・ 助成保育所数、支援児童数 ・ 開催件数、参加者数 ・ 実施事業主数 |
| <p>10 . 経済的支援策の充実 例： 多子世帯（3人以上の児童）に対する保育料の優遇 乳幼児医療費、母子家庭の医療費の助成 妊婦健診に対する経済的支援（母子保健法に基づき市町村が行う通常2回の健診費用補助に加えて、健診費用を上乗せ補助）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者数 ・ 支援者数 ・ 補助件数 |

注： 目標（評価指標）の欄に「積上げ」とある項目については、市町村行動計画（保育サービス等需要調査）を積み上げて目標を設定する。

都道府県行動計画の策定プロセス

1 都道府県行動計画策定方針（ガイドライン）の策定

前述のとおり、都道府県行動計画の目標数値の設定に当たっては、各市町村行動計画の目標数値を積み上げることが適当であることから、都道府県行動計画の策定は、市町村行動計画の策定状況を踏まえつつ行うことが適当である。

このため、都道府県行動計画の策定作業は、市町村行動計画の策定作業の後追い（又は同時進行）となり、都道府県行動計画の策定作業を通じて市町村に対し都道府県の方針を明らかにすることができない。

こうした事情を踏まえると、都道府県下の市町村の行動計画策定を推進するため、各市町村が市町村行動計画の策定作業に着手する前に、各都道府県において「都道府県行動計画策定方針（ガイドライン）」を策定し、市町村が行動計画を策定する際に参考となるよう、保育サービス充実のほか企業への働きかけ、バリアフリーなどの項目を盛り込んで都道府県の支援策を予め提示することが望まれる。

2 住民と協働した行動計画策定

行動計画の策定は、行政主導ではなく、計画策定プロセスの初期段階から、住民との協働作業により進めることが重要である。具体的な手法としては、子育て中の住民を一定割合で公募した行動計画策定委員会を設置するなど、市町村行動計画の箇所記述した手法（79 ページ参照）と同様の手法が考えられる。

また、策定委員会の審議や資料を公開することも重要である。

3 都道府県行動計画の事後評価

都道府県行動計画の策定後、策定したままにしておくのではなく、行動計画の実施状況をフォローし、継続的に見直しを行っていくことが必要である。

このため、例えば、行動計画の策定に関与した者で構成する委員会等において、行動計画の実施状況をフォローすることなどが考えられる。こうして行った、都道府県行動計画に基づく措置の実施状況を、毎年少なくとも1回は公表するのが適当である。

また、都道府県行動計画の進捗状況の公表に当たっては、目標数値と進捗数値の比較を示すなど住民にとって理解しやすいものにすることが望ましい。

国、都道府県等の役割

国、都道府県等においては、各市区町村において、それぞれの地域特性や行動計画に基づく子育て支援策の実施状況等を踏まえつつ、さらにどのような子育て支援策を講じるか、の検討が円滑に進められるよう、次のような役割を果たすことが考えられる。

市区町村におけるにおける先進的な取組事例を他の市区町村に情報提供すること

市区町村の取組や実績等について指標化すること

前述のとおり、地域における子育て支援策を推進する観点から、各市区町村においては、行動計画に基づき実施する施策ごとに具体的な定量的目標を設定し、各施策の進捗状況や達成度を継続的に把握していくことが求められる。

その上で、各市区町村は、行動計画の策定ないし、その実施状況をフォローするに当たり、自らの子育て支援の実情を正確に把握する観点から、統一的な指標に基づき、他市区町村の取組状況等との比較を行うこと等を通じて、施策の評価を行うことが望ましい。

さらに、評価指標を公表することにより、市民が施策に対する関心を高め、市民自身による施策の評価が行われることを通じて、「市民参加」による子育て支援策の充実を図ることが期待できる。

なお、評価指標は、あくまでも、各市区町村が地域内の子育て支援等の実情を把握し、実情に合った一層の取組の在り方について考える契機とするためのものであり、市区町村間の順位付け等を目的とするものではないことに留意が必要である。

以上のような趣旨の下で、研究会において、具体的な評価指標の在り方について検討を行った結果、評価指標として考えられるものは以下のとおりである。

| | |
|------------|---|
| 子育て支援の推進体制 | 計画策定に際して、次のような方法で市民参加の確保を図っているか ア 計画策定に子育て当事者(子育て中の親、子育て経験者)が参加したか否か |
| | イ 計画策定時に子どもの意見を聞いたかどうか否か |
| | ウ 策定委員会委員の一部を公募しているか否か |
| | エ 計画策定を公開の場で実施したか否か、策定過程の資料を公開したか否か |
| | 子どもや子育て支援に関する条例の制定、宣言、議会決議等を実施しているか否か |
| | 行政において子育て総合窓口を設置したり、子育て関連施策を統括する部署を置くなど庁内の推進体制を整備しているか否か |
| 地域の子育て環境 | 乳幼児1人当たりの子育てひろば(「つどいの広場」、児童センター、地域子育て支援センター、保健センター、自主的なサークルなど、子育て中の親が気軽に集える場)の実施箇所数 |
| | 保育所を利用者だけでなく地域の子どもや親に広く開放する取組を行っているか否か |
| | 休日及び夜間も受け付ける子育て相談体制が市区町村内に整備されているか否か |

| | |
|-----------|---|
| | 児童虐待防止ネットワークがあるか否か、虐待防止の実務者会合を定期的に開催しているかどうか |
| | 主任児童委員等を中心とした地域の子育て支援に関する組織(例：子育て支援委員会)を小学校区単位で設置しているか否か |
| | ファミリー(多子)世帯向けの住宅施策を実施しているか否か |
| 医療・保健 | 15歳未満の児童1人当たりの小児科を標榜する医療施設数 |
| | 休日及び夜間にも対応する小児救急医療の実施医療機関があるか否か 地域内になくても、他市区町村と共同で運営している場合も可。 |
| | 乳幼児健診の受診率(1歳半～2歳児未満、3歳～4歳児) |
| | 乳幼児健診の未受診者全員へのフォローを行っているか否か |
| | 新生児訪問指導について、次のような質の向上を図る取組を行っているか。 ア 虐待ハイリスク者発見のための仕組みづくり(訪問指導時の産後うつに関するアンケートの実施、チェックシートの作成等)を行っているか否か |
| | イ 委託・非常勤職員等による場合は、訪問指導員養成研修やマニュアルの作成を行っているか否か |
| | ウ 発見からフォローまでの体制整備(新生児訪問の事後報告会の実施等)を行っているか否か |
| | 出産前後の親を対象とした母親学級等の教室・講座を開催しているか否か。 開催している場合は、父親も対象として開催しているか否か。 |
| 教育 | 幼稚園数当たりの子育て支援活動(園庭・園舎開放、未就園児の親子登園(入園予定者を対象とした体験入園や見学会を除く)、子育て相談)の実施率 |
| | 管下の小中学校における乳幼児とのふれあい・子育て体験の実施率 |
| | 管下の小中学校における学校開放(子ども対象)の実施率 |
| | 子どもの週末等における自然体験や奉仕体験等の体験活動が実施されているか否か、体験活動の場や機会に関する情報提供を行っているか否か |
| | 幼稚園・保育所と小学校の連携(教職員の連絡会や合同研修の実施)を行っているか否か |
| | 中学生以下の子ども1人当たりの家庭教育学級・講座の開設数の比率 |
| | 子育てサポーターなど子育て支援を行う者の養成・配置を行う事業を実施しているか否か |
| | 管下の小中学校における休日・夜間の授業参観・保護者会等の行事の実施率 |
| 仕事と子育ての両立 | 乳幼児人口に占める保育所待機児童数の比率 |
| | 通常の開所時間を超える延長保育を実施する保育所の比率 |
| | 病後児保育を実施する機関があるか否か |
| | 保育所に対し、児童の保護者との間で児童の育児に関する情報交換等を定期的に行うなど、密接なコミュニケーションをとるよう指導しているか否か |
| | 幼稚園における預かり保育の実施率 |
| | 管下の小学校区数に占める学童保育の実施箇所数の比率 |
| | 市区町村内の企業を対象として、働き方の見直しや育児休業取得等に関するイベントやセミナー等を開催しているか否か |
| | 市区町村内の住民を対象として、父親の育児参加を促すため、父親が参加できる時間帯に行う取組(イベントやセミナー等)があるか否か |

前記の評価指標の一部について、研究会参加市区町村による回答を集計したところ、以下のような状況であった。

< 取組の有無により回答するもの >

(…実施している x…実施していない -…無回答)

| 分野 | 評価指標 | | | x | | - | |
|--|--|-------------------------------------|-------|-------|-------|-------|------|
| 子育て支援の推進体制 | 計画策定に際して、次のような方法で市民参加の確保を図っているか | | | | | | |
| | ア 計画策定に子育て当事者が参加したか否か | 14 | 66.7% | 7 | 33.3% | 0 | 0.0% |
| | イ 計画策定時に子どもの意見を聞いたかどうか否か | 4 | 19.0% | 17 | 81.0% | 0 | 0.0% |
| | ウ 策定委員会委員の一部を公募しているか否か | 7 | 33.3% | 14 | 66.7% | 0 | 0.0% |
| | エ 計画策定を公開の場で実施したか否か、策定過程の資料を公開したか否か | 7 | 33.3% | 14 | 66.7% | 0 | 0.0% |
| | エ 策定過程の資料を公開したか否か | 7 | 33.3% | 14 | 66.7% | 0 | 0.0% |
| | 子どもや子育て支援に関する条例の制定、宣言、議会決議等を実施しているか否か | 4 | 19.0% | 17 | 81.0% | 0 | 0.0% |
| | 行政において子育て総合窓口を設置したり、子育て関連施策を統括する部署を置くなど庁内の推進体制を整備しているか否か | 6 | 28.6% | 13 | 61.9% | 2 | 9.5% |
| 地域の子育て環境 | 保育所を利用者だけでなく地域の子どもや親に広く開放する取組を行っているか否か | 19 | 90.5% | 2 | 9.5% | 0 | 0.0% |
| | 休日及び夜間も受け付ける子育て相談体制が地域内に整備されているか否か | 6 | 28.6% | 15 | 71.4% | 0 | 0.0% |
| | 児童虐待防止ネットワークがあるか | 18 | 85.7% | 3 | 14.3% | 0 | 0.0% |
| | 実務者会合を定期的に開催しているかどうか | 12 | 57.1% | 9 | 42.9% | 0 | 0.0% |
| | ファミリー（多子）世帯向けの住宅施策を実施しているか否か | 5 | 23.8% | 15 | 71.4% | 1 | 4.8% |
| 医療・保健 | 休日及び夜間にも対応する小児救急医療の実施医療機関があるか否か 地域内になくても、他市区町村と共同で運営している場合も可。 | 15 | 71.4% | 5 | 23.8% | 1 | 4.8% |
| | 乳幼児健診の未受診者全員へのフォローを行っているか否か | 20 | 95.2% | 1 | 4.8% | 0 | 0.0% |
| | 新生児訪問指導について、次のような質の向上を図る取組を行っているか。 | | | | | | |
| | ア 虐待ハイリスク者発見のための共通の仕組みづくり（訪問指導時の産後うつに関するアンケートの実施、チェックシートの作成等）を行っているか否か | 5 | 23.8% | 16 | 76.2% | 0 | 0.0% |
| | イ 委託・非常勤職員等による場合は、訪問指導員養成研修やマニュアルの作成を行っているか否か | 9 | 42.9% | 12 | 57.1% | 0 | 0.0% |
| | ウ 発見からフォローまでの体制整備（新生児訪問の事後報告会の実施等）を行っているか否か | 16 | 76.2% | 5 | 23.8% | 0 | 0.0% |
| | 出産前後の親を対象とした母親学級等の教室・講座を開催しているか否か | 20 | 95.2% | 1 | 4.8% | 0 | 0.0% |
| | 開催している場合は、父親も対象として開催しているか否か | 19 | 90.5% | 2 | 9.5% | 0 | 0.0% |
| | 教育 | 子どもの週末等における自然体験や奉仕体験等の体験活動が実施されているか | 17 | 81.0% | 4 | 19.0% | 0 |
| 体験活動の場や機会に関する情報提供を行っているか否か | | 20 | 95.2% | 1 | 4.8% | 0 | 0.0% |
| 幼稚園・保育所と小学校の連携（教職員の連絡会や合同研修の実施）を行っているか否か | | 15 | 71.4% | 5 | 23.8% | 1 | 4.8% |

| | | | | | | | |
|-----------|--|----|-------|----|-------|---|------|
| | 子育てサポーターなど子育て支援を行う者の養成・配置を行う事業を実施しているか否か | 12 | 57.1% | 9 | 42.9% | 0 | 0.0% |
| 仕事と子育ての両立 | 病後児保育を実施する機関があるか否か | 11 | 52.4% | 10 | 47.6% | 0 | 0.0% |
| | 市区町村内の住民又は企業を対象として、父親の育児参加を促すため、父親が参加できる時間帯に行う取組（イベントやセミナー等）があるか否か | 14 | 66.7% | 7 | 33.3% | 0 | 0.0% |

< 比率により回答するもの >

| 分野 | 評価指標 | 有効回答数 | 平均 | 最大値 | 最小値 | 中央値 |
|------------------|---|-------|--------|---------|--------|---------|
| 地域の 子育て 環境 | 乳幼児1人当たりの子育てひろば(「つどいの広場」、児童センター、地域子育て支援センター、保健センター、自主的なサークルなど、子育て中の親が気軽に集える場)の実施箇所数 | 14 | 0.032 | 0.210 | 0.001 | 0.007 |
| 医療・保健 | 15歳未満の児童1人当たりの小児科を標榜する医療施設数 | 19 | 0.02 | 0.08 | 0.00 | 0.00 |
| | 乳幼児健診の受診率 ・1歳半～2歳児未満 | 21 | 93.84% | 100.00% | 80.00% | 96.00% |
| | ・3歳～4歳児 | 21 | 91.30% | 100.00% | 73.10% | 94.90% |
| 教育 | 幼稚園数当たりの子育て支援活動(園庭・園舎開放、未就園児の親子登園(入園予定者を対象とした体験入園や見学会を除く)、子育て相談)の実施率 | 19 | 74.35% | 100.00% | 0.00% | 100.00% |
| | 管下の小学校における乳幼児とのふれあい・子育て体験の実施率 | 18 | 37.62% | 100.00% | 0.00% | 13.50% |
| | 管下の中学校における乳幼児とのふれあい・子育て体験の実施率 | 18 | 69.45% | 100.00% | 0.00% | 100.00% |
| | 管下の小学校における学校開放(子ども対象)の実施率 | 18 | 62.38% | 100.00% | 0.00% | 99.20% |
| | 管下の中学校における学校開放(子ども対象)の実施率 | 18 | 26.30% | 100.00% | 0.00% | 0.00% |
| | 中学生以下の子ども1人当たりの家庭教育学級・講座の開設数の比率 | 18 | 3.06% | 48.00% | 0.00% | 0.46% |
| | 管下の小学校における休日・夜間の授業参観・保護者会等の行事の実施率 | 18 | 51.60% | 100.00% | 0.00% | 58.50% |
| | 管下の中学校における休日・夜間の授業参観・保護者会等の行事の実施率 | 18 | 53.83% | 100.00% | 0.00% | 62.50% |
| 仕事と子育ての両立 | 乳幼児人口に占める保育所待機児童数の比率 | 21 | 0.38% | 1.92% | 0.00% | 0.15% |
| | 通常の開所時間を超える延長保育を実施する保育所の比率 | 21 | 70.30% | 100.00% | 14.00% | 80.00% |
| | 幼稚園における預かり保育の実施率 | 20 | 66.78% | 100.00% | 0.00% | 81.05% |
| | 管下の小学校区数に占める学童保育の実施箇所数の比率 | 21 | 67.85% | 100.00% | 0.00% | 79.40% |

(別添) 地方公共団体における行動計画のあり方に関する研究会 メンバー表(発足当時)

研究者

| 研究員 | 氏名 | 所属 |
|-------|--------|------------------------|
| 主任研究員 | 岩淵 勝好 | 川崎医療福祉大学客員教授、産経新聞論説委員 |
| 分担研究員 | 高橋 重郷 | 国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長 |
| 分担研究員 | 千葉 喜久也 | 東北福祉大学社会福祉学科助教授 |
| 分担研究員 | 菅原 弘子 | 地域ケア政策ネットワーク事務局長 |
| 分担研究員 | 相良 かおる | 西南女学院大学保健福祉学部看護学科専任講師 |

市区町村メンバー

| ブロック | 県 | 市町村 | 担当課 | 氏名 |
|----------------|-----|-----------------------------|-----------------------------|--------|
| 東北 | 秋田県 | 横手市 | 社会ふくし課児童家庭係総括主査 | 岩谷 玲子 |
| | | | 保健センター総括主査保健師 | 越後谷 綾子 |
| | 岩手県 | 宮古市 | 生活福祉部地域福祉課(主幹兼課長補佐) | 伊藤 博俊 |
| | 岩手県 | 石鳥谷町 | 教育委員会生涯学習課社会教育係長 | 藤井 保宏 |
| | 山形県 | 最上町 | 健康センター健康福祉課保健指導係保健師 | 菅原 美智子 |
| 宮城県 | 岩沼市 | 福祉事務所北児童センター館長 | 星 ふさ子 | |
| 関東甲信越 | 東京都 | 世田谷区 | 保健福祉部計画調整課計画担当係長 | 安永 もと子 |
| | | | 教育委員会事務局教育政策担当課 教育政策担当係長 | 福島 恵一 |
| | 東京都 | 三鷹市 | 健康福祉部子育て支援室長 | 島田 勉 |
| | | | 健康福祉部子育て支援室子育て支援係主任 | 中澤 隆二 |
| | 埼玉県 | 新座市 | 教育委員会教育総務部生涯学習課主査 | 増子 義久 |
| | | | 福祉健康部子育て支援課主査 | 井上 裕 |
| 新潟県 | 新潟市 | 教育委員会生涯学習課課長 | 廣橋 正博 | |
| | | 保健所保健予防課母子保健係長 | 小林 千津子 | |
| 長野県 | 茅野市 | こども館館長 | 長田 泉 | |
| 東海・北陸 | 愛知県 | 高浜市 | 生涯学習部長兼幼児センター所長 | 後藤 泰正 |
| | | | 幼児センターこども課長 | 鵜殿 巖 |
| | 岐阜県 | 萩原町 | 教育委員会生涯学習課課長 | 青木 善弘 |
| | | | 教育委員会派遣社会教育主事 | 水口 悟 |
| | | | 健康福祉課 | 川口 耕史 |
| | 富山県 | 婦中町 | 教育委員会生涯学習課学習係主査 派遣社会教育主事 | 石動 孝一 |
| 教育委員会生涯学習課学習係長 | | | 竹内 伸行 | |
| 近畿 | 滋賀県 | 大津市 | 児童家庭課参事(兼児童クラブ室次長) | 大下 二三子 |
| | 大阪府 | 枚方市 | 福祉保健部福祉事務所子育て支援室子ども課 | 松宮 一美 |
| | | | 福祉保健部保育課 | 杉浦 雅彦 |
| | 大阪府 | 貝塚市 | 貝塚市立中央公民館館長 | 植田 年明 |
| 兵庫県 | 伊丹市 | 企画財政部企画調整室 | 川村 貴清 | |
| | | 教育委員会事務局生涯学習部家庭教育推進担当 主幹 | 石井 俊明 | |
| | | 市民福祉部こども室長 | 藤田 康夫 | |
| 中国・四国 | 香川県 | 善通寺市 | 健康福祉部社会福祉課長 | 樋笠 利典 |
| 九州 | 熊本県 | 八代市 | 健康福祉部福祉課課長 | 丁畑 義胤 |
| | | | 健康福祉部福祉課児童福祉係長 | 秋田 壮男 |
| | 熊本県 | 大津町 | 福祉課長 | 黒田 傳 |
| | | | 福祉課子育て支援センター参事 | 江藤 紀久美 |
| | | | 福祉課子育て支援係長 | 緒方 光子 |
| | 長崎県 | 佐世保市 | 保健福祉部子育て家庭課主幹 | 中倉 幸代 |
| 保健福祉部子育て家庭課副主幹 | | | 森 美穂 | |
| | | | 保健福祉部長 | 浅沼 一成 |

県メンバー

| ブロック | 県 | 担当課 | 氏名 |
|-------|-----|----------------------------|--------|
| 東北 | 宮城県 | 保健福祉部子ども家庭課課長補佐 | 本木 隆 |
| 東海・北陸 | 富山県 | 教育委員会生涯学習室家庭成人教育班長 | 河田 悦子 |
| | 三重県 | 健康福祉部子ども家庭チーム子育て家庭支援グループ主幹 | 池田 敦子 |
| | | 健康福祉部改革協働支援チーム | 山本 智佳央 |
| 中国・四国 | 岡山県 | 教育庁生涯学習課総括社会教育主事 | 上田 達伸 |
| | | 教育庁生涯学習課社会教育係課長補佐 | 森本 繁 |
| 九州 | 熊本県 | 健康福祉部子育て・介護支援推進課課長 | 内山 博之 |
| | | 健康福祉部子育て・介護支援推進課主幹 | 本田 充郎 |

オブザーバー

| 所 属 | 氏 名 |
|---------------------------------|--------|
| 厚生労働省政策企画官(政策統括官付社会保障担当参事官室併任) | 伊原 和人 |
| 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室長補佐 | 石川 賢司 |
| 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室長補佐 | 加門 清 |
| 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課課長補佐 | 重元 博道 |
| 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室長 | 山田 総一郎 |
| 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室長補佐 | 波塚 章生 |